

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設の事業変更許可申請に係るヒアリング（14）

2. 日時：令和4年9月29日（木）14時00分～15時50分

3. 場所：原子力規制庁10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

金子安全規制調整官、立元管理官補佐、井上安全審査専門職、中澤安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所

環境技術開発センター長 他2名

安全・核セキュリティ統括本部

施設保安管理課 副主幹 他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料1 大洗廃棄物管理事業変更許可申請対象条文の確認及び理由
（② 有機廃液一時格納庫の使用の停止、 β ・ γ 固体処理棟Ⅲ

の有機溶媒貯槽を新たに液体廃棄物の受入れ施設に変更）

提出資料2 大洗廃棄物管理事業変更許可申請対象条文の確認及び理由

（③ 廃液処理棟の化学処理装置等の使用の停止）

提出資料3 大洗廃棄物管理事業変更許可申請対象条文の確認及び理由

（④ 共用設備に係る記載の見直し及び移動モニタリング設備の削除）

提出資料4 大洗廃棄物管理事業変更許可申請対象条文の確認及び理由

（⑤ 固体廃棄物減容処理施設用の施設外への通信連絡設備の明確化（構内一斉放送設備の追加含む））

- 提出資料 5 日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設の事業変更許可申請における気象データの扱いに関する回答
- 提出資料 6 日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設に係る事業変更許可申請についての令和4年6月8日面談のご質問に対する回答

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁の中澤です。それでは本日のヒアリングを開始したいと思います。
0:00:08	と、まずう資料の確認からですが、本日いただいた資料は、申請対象条文の確認及び理由として、資料1-1から資料4-1。
0:00:21	あと、気象データについて、資料が二つ。
0:00:26	という、となっておりますが、これでよろしいでしょうか。
0:00:33	はい原子カイマイです。はい。その通りでございます。
0:00:38	挨拶がなければ、資料の方を説明させていただきます。はい。よろしくお願ひします。
0:00:46	わかりました
0:00:48	すいません規制庁中澤です。
0:00:50	今回はですね、こっち、規制庁側からの指摘から入らせていただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。
0:01:01	はい。原子カイマイです拝承しました。
0:01:04	はい、ではよろしくお願ひします。
0:01:07	ちょっと順番が一違つてきてしまうんですけども、
0:01:12	資料2-1、化学処理装置の使用の停止のほぼところの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:18	4 ページを見ていただけますでしょうか。
0:01:27	よろしいでしょうかね。はい。ところなんですけれども、
0:01:32	許可基準規則で求めている。
0:01:37	こと等書いてある理由は、ちょっと整合してないなと思ってまして。
0:01:42	第 1 号から第 3 号でそれぞれ要求事項が違うんですけれども、リールの方はずべて同じになって、
0:01:50	いますよね、これはちょっと。
0:01:55	さすがにそれぞれの要求事項に対してちゃんとした説明を
0:02:00	進めない理由なりをつけていただきたいと思ってまして。
0:02:06	を同じにしている理由は何かあるんでしょうか。
0:02:13	はい原子力カイマイです。
0:02:15	はい。こちらにつきましては、
0:02:20	ご指摘の通り、1、火災及び爆発の発生をすることとそれぞれ違います。ちょっとそれに対して取りも、
0:02:31	火災等の損傷の防止という第 4 条というくくりで全体をちょっとご説明をというふうに考えて、
0:02:39	説明としましては、一つは同じ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:42	添付資料でご説明できるものですから、同じものを説明をというふうにして、
0:02:49	しておりました。
0:02:51	いわゆる三つまとめてのご説明と、こういう趣旨で並べておりました。
0:02:58	ただ今はご指摘ございますように、それぞれ要求事項ございますのでそれぞれに対してご回答するような形で、こちらについてちょっと改めたいと考えます。
0:03:11	そうですね。8 規制庁ナカザワです。
0:03:15	そのような形で、直していただければと思います。
0:03:20	が、どうしてこういうことが起きるんでしょうかねというのがちょっと気になってまして。
0:03:29	資料はちゃんとチェックしていただけてますよね。
0:03:36	はい原子力イマイですはいこれはいわゆる第 4 条としてまとめて説明をというふうに考えておりましたので、これは
0:03:46	いわゆるあえてこのような形にさせていただいて、説明をしたというものでございます。
0:03:52	なるほどそういうことですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:54	わかりました。
0:03:57	規制庁高本です。4条以外に同じような定義で記載してる部分ってあるんですか。
0:04:04	はい元出向イマイです。
0:04:08	等は
0:04:09	ちょっと考え方として、確かに同じ説明であれば同じセルにする等です してですね。
0:04:15	そのようにすればよかったのかなと考えております例えばですね。
0:04:21	今回のご説明の中で申請対象条文でない。
0:04:25	と考えておりますいわゆる変更がないものにつきましては判例としてバ ツとしております。
0:04:31	そのバツのところにつきましてはそれぞれ、
0:04:36	例えばですね今のこの
0:04:38	2-1の資料でございの、資料2-1の資料で申し上げますと、
0:04:46	例えば、5ページ、12分の5ページでございませけども、
0:04:51	第五条の23については、ここは同じような、これは安全上施設がない ということなので同じ回答になろうかと思っておりますけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:02	同じくくりでご説明をしております。
0:05:07	また、6条につきましても、ここも安重がないというところで、34を同じような回答で並べております。
0:05:20	それから11、12分の8ページ、11条のところについて、
0:05:30	安全機能に関する施設で、ここも、
0:05:35	バツとしているところがございますが、ここも、
0:05:40	菊川における安全機能の設計を変更するものではないということで、ちょっと1括りで説明をしておりますので同じ文章が並んでおります。
0:05:51	正常だったんです。すいません。今のご説明、ご回答あった方向と逆なんですけど、
0:06:00	基準要求は、
0:06:02	それぞれの場に対して、
0:06:06	それぞれの項があって、向こうの中でも、5の中でその要求が異なっているんで、
0:06:13	それぞれに対してちゃんと、
0:06:15	記号性を説明して欲しいんですよ。
0:06:18	なので、今回の火災であれば1号2号さんをそれぞれに対しての回答。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:23	対象。
0:06:26	丸バスの理由を書くべきところであるし、
0:06:30	あとこれまで別々で記載していたものはその通り別々に回答を説明するものだと思うんですけど、
0:06:41	何か違いますか、説明の仕方。
0:06:45	原子力イマイです。
0:06:47	はい。市とご指摘の通りでございます。
0:06:52	ちょっとこちらについて、例えば今ご指摘ありました4条のところですね。
0:06:59	それぞれの要求に対しての
0:07:03	適合についてのご説明が、
0:07:06	ちょっと足りておりませんでしたので、こちらについて記載の方を、
0:07:12	拡充丁寧に書かさせていただきたいと考えます。
0:07:20	というかですけども、
0:07:23	今の関連、説明の内容、
0:07:28	ロジックの確認をしたいんですけどもね。今課題のところ、せっかく話だったのでちょっと確認したいんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:37	12 分の 4 ページの、
0:07:40	火災による損傷防止の第 4 条の第 1 項のところの理由のところなんです が、
0:07:48	一番最後のところですね、
0:07:52	読むと廃液処理等の自動火災報知設備及び消火設備に変更はなく、火災 等による障害の損傷の防止の設計変更はないということなんですけど、
0:08:04	これは
0:08:06	火災による損傷の防止の設計に変更がないので、消火設備の変更は必要 ないんですよ。
0:08:17	はい、原子力ならその通りです。本来そういう理由の中ですよ。
0:08:21	ここに書かれる理由は、なぜ火災等による損傷の防止の設計に変更がな いのかっていう説明が入るんじゃないの。
0:08:36	はい。
0:08:39	設計の変更は必要でない理由は何ですかっていうことを、ここに書くは ずなのに、
0:08:46	設備に変更がないから的に変更がないんですっていう。
0:08:49	何か説明になってないような気がするんですけどいかがでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:58	原子力イマイです。
0:09:01	チラー記載の意図はですね建屋施設機器設備に変更がなく、
0:09:10	起業家におけます評価に変わらないということから、
0:09:17	当該条項についての変更。
0:09:21	生まないと。
0:09:23	この設計そのものに変更はないと、こういう意図でございます。既許可の設計ですね。
0:09:29	そういうことじゃないかなあ。要は、ここだから、
0:09:33	設備に、消火設備に変更がないから設計に変更がないっていう理屈になってるんで、そうじゃないよねっていうんだからちょっと確認したんでそういうことですよ。
0:09:44	今言ったように、既存の設備機能は、ちょっと記載が不足してきました。処理等における設備ね、よかったじゃないですよ。
0:09:56	セメント固化装置とカースラッチそうとかね、そういう設備に変更がないので、降雨所を硬い損傷防止の設計に、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:08	変更が必要ないんです。なので、消火設備についても変更をする必要はないんですってそういうロジックになるはずなんですけどそういう理解でいいんですよね。
0:10:19	はい元出向イマイですはい。
0:10:21	す。おっしゃる通りです。
0:10:25	ありましたので、ちょっと
0:10:30	次回以降ちょっとそういう説明を避けるようにしていただければと思います。
0:10:36	はい。承知しました。
0:10:43	私からいいです。はい、わかりました。
0:10:45	規制庁中澤です。
0:10:53	壊せちょっと順番が若干前後してしまうんですけども、
0:10:57	湯結城佐伯。
0:11:00	のみ近くのこの使用の停止、資料1の1種類いうと1-1の方でちょっとお伺いしたいと思います。
0:11:09	ですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:14	まず参考資料、資料 1-1 ですね、新旧の方を見ていただければと思う んですけれども、
0:11:25	ページ番号が T-22 から始まる。
0:11:30	気体廃棄物の、
0:11:32	あ、すみませんちょっと全部わかります。
0:11:36	弘中君、資料 1-1 の、
0:11:50	すみません。
0:11:52	資料 1-2 のほんの 14 ページ、最初カラー、3 ページ目ですかね。
0:12:03	ここで、固体処理槽廃棄物の処理施設の主要な設定を見通して、
0:12:11	A と C で β γ ショウジ措置が挙げられていて、その中に液体廃棄物のう ち、有機のものを焼却しますというふうに書かれているんですが、
0:12:22	その二つ前のページですかね。
0:12:24	本 22 って書いてあるページから始まる液体廃棄物の受け入れ施設の主 要な設備、
0:12:31	当院は、液体廃棄物を処理しているはずのデータが焼却措置が、
0:12:39	入っていないと思うんですけれども、これには何か理由があるんでしょ うか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:00	はい。すいません規制庁井上でございます。すいません。ちょっと言ったことが間違っております。すいません。今中沢から申し上げたのは固体廃棄物の処理、
0:13:12	立地、処理施設の主要な設備として、焼却設備が入っております。
0:13:19	一方で、
0:13:20	申請書を見るとですねいっぱい入ってくると、処理施設、
0:13:26	の主要な設備として、焼却設備が、
0:13:30	入っていないように思いまして、
0:13:35	そういった趣旨でお聞きしているところでございます。
0:14:40	原子力を今ですと、今、本の 22 というところでございますが、
0:14:47	結城。
0:14:49	結城はい。結城は駅につきましては、
0:14:54	これは受け入れ施設としては、液体廃棄物の受け入れ施設として、もともとは菊川では結城羽石加来のございました。これを今回、
0:15:05	9 倍貯槽に変えるものでございます。
0:15:08	で、処理につきましては、この有機廃液については、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:15	許可においても、固体の処理施設の、この β γ 固体処理装置で焼却処理 するとしてございます。
0:15:27	そのことから、北伊井の処理施設にはもともと β γ の
0:15:35	焼却装置というのは入ってないというものでございます。
0:15:39	この場合は、この結城は敷地格納庫が遊休ばい貯槽に変わるというもの でございますが、
0:15:47	ちょっとこのような回答でよろしいでしょうか。
0:15:53	規制庁イノウエでございます。状況は設計書見て理解しておるんですけ れども、
0:16:01	C A P。
0:16:02	はい。液体廃棄物なので、
0:16:06	だと思っているんです。
0:16:08	そうすると、
0:16:10	1 回廃棄物の処理施設のところにも、
0:16:13	本来は焼却設備って、
0:16:16	入ってくるのかなというふうに思いまして、一方で答えの方、固体の処 理施設の方にしか入っていないので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:23	これは何で答えの方にしか書いていないのかなというところがちょっと疑問に思いました、
0:16:30	ちょっと質問をさせていただいているという状況です。
0:17:07	原子力をイマイです。
0:17:09	はい。
0:17:16	半田のご指摘ありましたように、熱帯廃棄物の処理施設、結城浜谷廃棄物でございますので、
0:17:25	この液体の処理施設の中にもですねこの β γ 固体処理装置、
0:17:32	これ有機性のものを焼却するというような記載のくだり、こちらの方を追加記載する方向でちょっと検討したいと考えます。
0:17:55	規制庁井上でございます。そうすると、1局間の方、
0:18:00	それから処理施設、設備性、焼却設備を液体の処理施設として焼却設備追加しますように見えるんですけども、
0:18:12	答えの方にしか入れていなかったのは、何か理由があってし、
0:18:16	そうしたりとか、
0:18:18	じゃないのかなと勝手に接触しておるんですけども、
0:18:24	いや何ていうか、簡単に。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:27	追加します。
0:18:30	としてしまって、
0:18:33	いいんでしょうかという、
0:19:09	原子力をイマイです。
0:19:13	牧区間、案外パターンをですね。
0:19:16	北井。
0:19:17	結城は液位につきましては、液体だけの処理をすることがなく、
0:19:24	焼却装置に噴霧させて焼却処理をするというのが、もともとございました。
0:19:33	従いまして、この液体処理槽、液体の処理施設よりも固体の処理施設の方へ、
0:19:42	プロセスフローとしましてはこちらの方に移してですね、
0:19:47	処理するということを、を想定して
0:19:51	いったものでございます。
0:19:53	そういう経緯から既許可の時からですねこのような記載になっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:05	すいません。規制庁の井上でございます。一帯の結城の液体は噴霧して 小場所に燃やしますと、
0:20:16	いうところなんですけれども、そうすると1体の処理、
0:20:21	施設でもあるわけですねちょっと、ちょっと何ていうか、説明が、
0:20:27	あまり理解できなかったんですけども。
0:20:30	北井。
0:20:31	有機廃液と、
0:20:34	普通の燃える母屋もやってる答え。
0:20:37	廃棄物、これを一緒に処理する。
0:20:40	だから答えの方に、ちょっと、
0:20:44	ちょっと、
0:20:45	補足させていただきます。申し訳ありません。
0:20:48	固体の焼却装置であるβが焼却装置でございます。これを処理するも の、いわゆる固体とともにですね、焼却処理をするということから、
0:21:02	という意味でございます。
0:21:19	すいません、ちょっと確認ですカネコ例数。
0:21:25	許可の段階では、このデータ岩盤焼却装置は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:30	結城伴域の処理に当たって、
0:21:35	固体廃棄物Ⅱに含ませるなり何なりして処理していた。
0:21:42	000 でいいですか。
0:21:46	はい、横山ですはいその通りでございます。
0:21:49	今回変更後の話なんですけど、変更後の有機廃液の処理は、
0:21:55	結局内容、処理の1と変わるんです。
0:22:01	就航今いらっしゃるの変わらないです。宇田なんで北井豊岡。
0:22:30	原子炉機構ショウジです。土岐京香についてはですね有機廃液についてはですねそういう単独で処理するということではなくて、データが焼却装置、井手ですね固体廃棄物と、
0:22:42	一緒に処理をする。
0:22:44	そういう考えからですね固体の方に、
0:22:48	記載をしてたと。
0:22:49	ということになります。
0:22:56	それをお伺いして終わってるんですけど、
0:22:58	同じやり方を変更後も、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:01	するという、今ご説明がありました。それで、衛藤井上から指摘があったように鍛えながら、
0:23:09	β γ 固体ですか。
0:23:11	焼結装置を、
0:23:13	植木田井の方にも入れたらいいんじゃないのという指摘に対して、その方向で考えますという答えがありました。
0:23:20	変更前と変更後で処理の仕方が変わらないのに、なぜ変更後についてだけ、液体処理系の中に β γ トリゾウ中を位置づけるのか、理由がわからないという。
0:23:40	原子力高イマイです。
0:23:44	藤原子カイマイです。今、この処理の方法について、今液体処理設備の中での説明が題がために、今このようなご指摘ご質問いただいと理解しておりますので、
0:24:00	そこの記載ぶりの明確化、今ご説明しましたような中身がわかるような明確化をする必要があるんだろうというふうに考えたものでございます。
0:24:15	そうすると、既許可の内容も不明確だったということになるんですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:27	与儀正孝イマイです。
0:24:30	ちょっと当時のご説明の中でどこまでお話したのかというのをちょっとこれから確認させていただきますが、
0:24:36	おそらく、当時もこのようなお話があったのかなと理解しております。
0:24:43	ご説明の中で、ただ今お話がありましたように、
0:24:49	メーカー。
0:24:51	不明確であったとは、理解しておりませんが、認識しておりませんが、
0:24:56	やはり処理液体の処理についての2人位がわかりにくいというところが今現にあるのかなというような認識でございます。
0:27:37	カネコDスルーすみませんを持ちました。
0:27:41	刀禰、こちらは、
0:27:44	前回の説明の際に、ちゃんとした説明が成り立ってればね、これどうしても液体に入れるとかそういう話ではないです。
0:27:54	例えば液体、
0:27:58	大台単独ではなくて混合物については固体廃棄物処理系として扱うという整理のもと、許可を取っていますという考え方であれば、
0:28:08	同じ方を考え方を今回も適用できるはずなんですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:12	要は説明とか考えがわからない中で、液体なのに、液体廃棄物処理系の中になくは変だねというのがそもそものこちらから指摘なので、
0:28:25	同じような考え方を踏襲するのであれば、そのぐらいの考え方をね、示す審査資料残していただければ、構わないじゃ構わないです。
0:28:35	なので、とりあえずですね。
0:28:37	既許可の考え方。
0:28:41	と、今回の変更後の考え方をそれをですね、並べて各審査資料を作ってもらえますでしょうか。
0:28:50	前回の考え方を踏襲するので今回は変えませんが、もしくは前回の考え方がよく考えたら変だったんでここはこういうふうに変えます。
0:28:58	とかね。
0:29:00	そういう資料をお願いしたいんですが、どうでしょう。
0:29:05	はい元執行イマイです拝承しました。
0:29:08	結城は液位
0:29:10	もそうですけども、液体廃棄物強い今回、
0:29:14	変更許可でこの取り扱いなくそうとしておりますけどもこれについても、協会におきましては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:20	このβγの焼却装置で焼却処理をするということになってございます。
0:29:28	この施設間の移動についての間については、密封容器に、料金として運搬するということも、今許可の中でございます。
0:29:39	このような方針があったと考えておりますので、その旨等を今の変更等を並べて審査資料としてご説明するものを準備いたします。
0:30:20	兵庫県規制庁、井上でございます。一般廃棄物のCのことをちょっとお伺いしたいんですけども、液体廃棄物紙というのは無機の廃液というふうに、
0:30:30	いうふうに認識しておりますて、
0:30:33	そうすると焼却設備に、
0:30:35	持ってかないのかなと。
0:30:38	いや、普通に蒸発、許可で言えば蒸発にて蒸発処理をして、セメント固化するとか、そういったプロセスになるのかなと。
0:30:48	いうふうに考えておるんですけども、大体入ってるし、
0:30:52	についてちょっと、
0:30:53	どういったものなのかなちょっとまた教えていただきます。
0:31:05	だけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:09	下イマイです。
0:31:11	はい。ちょっとご説明が十分ありませんでした液体廃棄物のご認識の通り、おっしゃるように、
0:31:19	分析フードで処理をして、これ完工さして答え化して、そして処理するというものでございます。
0:31:35	規制庁中澤です。すいません。分析フードでお答えして、固体廃棄物にしたものを最終的にはβγショウジ、こっちで燃やすということでしょうか。
0:31:51	はい。阿部主務はい。
0:32:08	了解しました。ありがとうございます。
0:32:19	続いてですけれども、
0:32:24	資料1-1の、
0:32:27	13分の2ページのところなのですが、
0:32:31	この申請対象条文の○×三角が抜けていると思うんですけど、これは何に当たるんでしょう。
0:32:49	原子カイマイです。ちょっと
0:32:53	十三本の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:55	2 ページのこの申請対象条文のこの凡例が、
0:33:01	これないというものでございます。はい、申し訳ありません。
0:33:05	ちょっと抜けてしまう。
0:33:08	内容でございまして、
0:33:11	こちらのいわゆるこの三角印でございます。
0:33:19	三角ですねわかりました。
0:33:53	では、続いてですけれども、資料 2-1 の方の化学処理装置の方に移りたいと思います。
0:34:02	ページでいうと、12 分の 2 ページですね。
0:34:14	射程の説明として、いろいろ判定いただいているんですか。
0:34:20	下カラー
0:34:23	小さいし、
0:34:25	8 行目ですかね。
0:34:27	すいません、下から 2 パラ目の下から 1235 行目です。
0:34:35	ここにですね、制限条件の通り、廃棄処理等の 1 画処理装置のスラッチ層に放射エネルギーを与えて評価しているというふうに書いていただいて、20 ページ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:51	これは、
0:34:57	セメント固化装置のスラッジ増の方ももちろん入っ。
0:35:01	今回は1度評価は変わらないので、
0:35:04	もちろん入っているということでよろしいでしょうか。
0:35:10	これ、
0:35:37	原子力マイです。はい。今のご指摘ありましたところ、インベントリ ーとして与えてありますので入っております。
0:35:46	大城先生はナカザワです。ありがとうございます。ということでした ら、
0:35:53	ちょセメント固化装置のスラッジその理由のところに入れといていただ ければと思います。
0:36:58	便利そう。
0:37:06	原子力今申し上げますがちょっとこちら確認しておりました。ご指摘あ りましたように、千葉次長そうですねこちらの方を追加いたしまして記 載のほう拡充させていただきます。
0:37:19	はい。規制庁仲川です。ありがとうございますよろしくお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:23	ちょっと続きましてその下の第2報、同じページの第2項のところなんですけれども、
0:37:30	第5ですね。
0:37:33	第1項と比べると、理由のところの記載が大分少ないような気がするのですが、これは
0:37:44	バツと三角2、
0:37:46	よって、記載の内容を変えているとか、そういう何か理由があるんでしょうか。
0:37:55	軽食イマイです。はい。
0:37:57	こちら凡例の×がですね、いわゆる今回変更がございませんので、申請対象条文ではないという整理でバツをしております。
0:38:10	従いましてこちらについては変更がないため、申請対象ではないためと いいですか変更後に係る変更がないため、
0:38:22	設計も大きく設計も変更がないというものでございますので、
0:38:27	そのような意味で影響統一的に書いてございます。
0:38:51	規制庁中沢です。記載のお考えは小、わかりました。ただですね、トーマツのところをどうしてバツなのか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:01	理由をちゃんと書いていただく必要があると思っております、
0:39:06	ちょっと詳しく書いていただけないでしょうか。
0:39:11	はい。レーシック拝聴しました。今バツとしてるところをですね、ちょっと先ほども
0:39:19	統一的にちょっと書いてるところの記載のほうを見直させていただきま
0:39:23	はい。よろしく申し上げます。ここに限らず全体的に、そのようにして
0:39:33	原子力を最初しました。
0:39:40	タツモトです。すいませんちょっと私の理解が追いついてないんですけど、
0:39:45	この第2条の1項と2項との違いは、江藤言っていることは、廃棄物管
0:39:55	理施設に、その遮へい、
0:39:59	なりの措置を講じます講じなければならない。
0:40:05	その理由として、1項については、周辺の線量を低減できるように、
0:40:05	2項については、人が立ち入る場所における線量が低減できるようにっ
	ていうところの違いだけだと思うんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:13	その理由の違いによって、その遮への設計っていうのは、
0:40:19	1項と2項で変わってくるものなんですか。
0:40:25	下宿イマイです。はいそうではございます。変わらないという理解しております。
0:40:34	写真設計が変わらないっていうのは1校も2校も同じなのに、
0:40:39	今回1校が三角D2校がバツなの。
0:40:43	ところの御説明を持ってもらっていいですか。
0:40:48	はい原子カイマイです。
0:40:50	はい。
0:40:51	遮へい設計は変わらないという結論は変わらないというふうに理解しております。そこは変わらない、同じで、同じ記載ぶりとしております。
0:41:02	ただ、ここの1個のところにつきましては、
0:41:07	今回の方は、
0:41:12	ヘンコウサイぶりの変更がございまして、
0:41:16	特に補正については変更箇所になります。従いましてこの記載の変更があることについてのご説明をそれぞれしたというものでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:29	ご指摘のように、結論として設計は、
0:41:33	変わらないというところで整理をしております。
0:41:37	規制庁タツモトレず、その意向でいう記載を変更してるっていうのは今 事由のところのところの部分ですか。
0:41:48	原子力イマイです。はい。こちらは添付資料の方に飛ばして新旧でお見 せしている箇所。ここが変わりますというところを示してるものでござ います。
0:42:03	規制庁タツモトです。具体的にどこですか。
0:42:07	あ、失礼しました。
0:42:11	小竹お待ちください。
0:43:11	あ、すいません失礼します原子力イマイです。
0:43:15	添付資料でございますと、5-158 というところでございます。
0:43:23	これ、すみません、ちょっと上から順番に並べておまして、ちょっと すみませんちょっと年番号ページがちょっと抜けておりますので、
0:43:34	非常にうまく詰まっていますので申し訳ありません。
0:43:39	ものを、
0:43:40	資料2-2に行きまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:43	そこから、
0:43:47	2-2と書いてあるところも含めまして、
0:44:00	あと10ページ目になります。
0:44:08	はいお願いします。
0:44:11	はい。原子炉組合です。
0:44:13	はい。
0:44:15	この10ページ目の大下5の158159という書いてあるページでございますけども、
0:44:23	この適合性の説明の中の第三条第1項についての変更箇所があるということから、今、資料でいきますと、
0:44:34	12分の3ページで、
0:44:41	を記載したというものでございます。
0:44:47	もしかしたら今お話ありますように、各
0:44:50	2項3項等ですね各情報でのご説明がそれぞれ必要だというお話、先ほどからいただいておりますので、
0:45:00	今回、今、
0:45:03	説明の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:05	濃淡といますか、そういったところの差がございますので、
0:45:10	デッキ、申請対象条文かどうかというところをご判断いただく。
0:45:15	固めの理由につきまして、課長としっかり言いかえてご説明したいと考えます。
0:45:24	規制庁タツモトです。すいません
0:45:28	最初の指摘はその遮へい等の1項2項でなんでマルバツがバツと三角で違うんですか、理由が違うんですかっていうところから始まっているんですけど、
0:45:39	先ほどそちらが示した558ページっていうのは閉じ込め機能の話のことを言っていて、遮へいの説明との繋がりがよくわからないんですけど、
0:45:50	その遮へいの変更箇所というのはどこになるんですか。
0:45:59	十分失礼しました。
0:46:02	はい。
0:46:02	少しお待ちください。
0:47:36	規制庁タツモトで済みません考えていただいている間に、他の方々に、
0:47:43	対応をお願いしたいんですけどこちらからの指摘、コメントがそちらに通じているかどうかというのを確認したいので、その他の方々で、コ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	メント一覧的なものを作りながら、画面に表示してもらっていいですか。
0:48:02	原子力をイマイです。
0:48:07	はい。
0:48:09	規制庁タツモトですいません大洗廃棄物管理施設にお願いしているのではなくて、
0:48:15	大塚さん、大塚さん、御社のいずれかの方なのかなと。ここら辺の方は多分質問回答とかで、多分岡井
0:48:26	ちゃんと把握はできるという、そういった状況にはないと思いますので、
0:48:32	やっていただければと、いうふうに考えております。
0:48:36	いかがでしょうか。
0:48:39	あ、すいません大塚です。
0:48:42	今、
0:48:43	同様なことをちょっと今私の方で、平行してやってるんですがちょっと画面表示ではちょっとさせてこのようなイメージ。
0:48:56	かどうかちょっと共有させていただいてもよろしいでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:01	あ、すみませんチームを設定しましたけれど。はい。お願いします。パートナー今まで多分
0:49:08	資料を、メモを作ってください、
0:49:18	はい。私の方で、
0:49:25	管理先からの回答、こちらの方に並行して、私の方でメモを起こしております、そういったものを画面共有かなんかでお示し、
0:49:35	するようにという、示すようにということで先ほど、
0:49:38	佐藤様の方から
0:49:43	ご提案があったというふうにとらえているのですが、そのような認識で間違いはないでしょうか。
0:49:53	規制庁の赤沢です。はい。藤梨衣でございますので、ちょっとやってみていただければと思います。
0:50:02	はい、では早速ちょっと共有させていただきたいと思います。はい。よろしくお願いします。
0:50:10	それでちょっと、全部ちょっと私の方で綺麗にちょっと成長できてないところではあるのですが、
0:50:17	資料2-1の12分の1ページ、このところの

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:23	1 項と、第 2 項の遮へいの設計、
0:50:26	についてご質問を最初いただいたかなと思います。そこで管理室の方から 1 項は三角に 2 項はバツ。
0:50:36	というのがまだなぜかっていうところとあとそれに、
0:50:39	関してどのような整理されてるかっていうところを、添付資料とかできず、記載のところかということで、
0:50:48	ご質問いただいているかなと思います。
0:50:52	こういったこととあとは管理施設の方からの改造ですとかこういった
0:50:59	表形式の方で私の方でも書いているのでこのような
0:51:04	ものをお示しするというので、よろしく、よろしいでしょうか。
0:51:10	規制庁タツモトです。問題ないです。引き続きお願いします。
0:51:16	はい、わかりました。
0:51:18	この画面のまま、進行、
0:51:22	するという、進行。
0:51:24	させていただくことでよろしいでしょうか。はい。野上教員の方は、
0:51:28	追加しながらお願いします。
0:51:31	はい、承知いたしました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:35	今の遮へいの件時間がかかるのであれば飛ばしますが、
0:51:40	原子力相場です。はい。ちょっと次のご質問の方でお願いしたいと思います。
0:51:52	はい。それでは、12分の3ページ、閉じ込め機能、第3条のところ、 ちょっとお聞かせいただければと思います。
0:52:03	理由のところの最初で当該変更秋葉における廃棄処理分の閉じ込め機能 を変更するものではないとあるんですけれども、
0:52:12	今回の変更で、審査会合用資料でしょうか。化学処理装置等の閉じ込め 機能をなくしているというふうに説明していただいていたと思うんです が、
0:52:25	ここでの記載の趣旨は、
0:52:29	振り込み機能は廃棄処理等で負圧管理するので、
0:52:32	特に見込まない。
0:52:35	という意向で、
0:52:37	よろしいのでしょうか。
0:52:45	おかしいところを明確にします。原子力、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:49	今井です。ちょっとさ、冒頭お話があったところ、ちょっとすみません もう一度お願いしてよろしいでしょうか。
0:52:57	はい。
0:52:58	ええ。
0:53:05	第2、
0:53:07	3ページの第三条の閉じ込めの機能のところ。
0:53:11	なんですけれど、
0:53:14	一番最初にですね、
0:53:20	評価における廃棄処理等のとじ込み機能を変更するものではない。
0:53:24	というふうを書いて、
0:53:26	あります。
0:53:28	ただですね、
0:53:32	今回変更する化学処理装置と、
0:53:35	化学処理法規の取り込み機能を、
0:53:38	をなくすという方向で審査会合用資料には、と書いてあったと思うんで すけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:49	この資料での記載の趣旨は、廃棄処理等を把握する間、管理することは、
0:53:57	ここに変更はないという
0:53:59	伊藤でよろしいでしょうか。
0:54:03	原子力ウイルスは、はい
0:54:06	廃液処理法の中に化学処理装置がございまして化学処理装置の一部を使用停止しますので、その閉じ込め機能が変わるものでございますけども、
0:54:17	それを施設を施設という観点で解消率、所有している廃棄処理等をそのものの閉じ込め機能を変更するものではないという、そのような趣旨でございます。
0:54:31	院長中澤です。わかりました。ではその旨、ちょっと記載を追加いただければと思います。
0:54:42	はい。原子炉名称しました。
0:54:45	一番最初言ってるのは違う。
0:54:48	所に伴う、
0:56:11	続いてですけれども、12分の5ページ、第五条の一番のところ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:18	でちょっとお伺いしたいんですけども、
0:56:22	等、これ%申請対象条文で三角になっているんですが、
0:56:30	今回地盤の話特に変更はないと思ってまして、これは、
0:56:35	これがバツではなくて三角になる理由を知っていただけませんか。
0:56:50	はい。原子力をイマイです。
0:56:53	ご指摘のように、大気処理とそのものをは変わりませんので、地盤の設計について変わるもので、
0:57:05	ございません。
0:57:07	この資料を数店舗と言いまして 262 号の 262 というところを、でございますけども、
0:57:15	廃液処理棟の地盤の説明の中で化学処理装置というところに、注記の記載をオーススものがございますから、
0:57:26	今回、その変更があるという観点でご説明するための参画とをさせていただきました。
0:57:34	ただこの今
0:57:37	参考資料と言ってます 562、5-274 というところが、
0:57:43	今、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:45	申請対象条文の凡例のところでは括弧まとめ資料と、
0:57:50	をさせていただいております。
0:57:53	まとめ資料のところにつきましては、今、記載について今回補正からなくなるというところがございますのでそこをちょっとあえてまとめ資料というふうに書かせていただきました。
0:58:05	本文それから添付資料については変わらないというものでございます。
0:58:17	規制庁、佐藤です。
0:58:20	もう、そもそもの③小塚三角×の町の作り、
0:58:26	の考え方自体がもう違ってんのかもしれないですけど、
0:58:30	示して欲しいのは、それぞれの条文に対して、
0:58:36	設計変更があるのかないのか、これは0 なんですかね。
0:58:40	江藤該当する条文なんだけど、評価した結果、変設計変更がないものなのか。
0:58:48	三角なんですかね。
0:58:50	もう全く関係ないわけなのかっていうところを確認したいんですよ。
0:58:54	だから、添付の図面 2 中心の記載をしたから、三角ですっていうのは、全くもって説明になってなくて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:02	適合条文に対して、それぞれ、
0:59:07	設計に変更があるのか評価に変更があるのか、その点を示してもらえますか。
0:59:16	はい。原子超高イマイです承知しました。
0:59:19	ちょっと今、その考え方についてちょっと改めて見直させていただきます。
0:59:35	今、規制庁の中澤です。今タツモトの方から話があったのは次の第6条、地震のところも同じだと思いますので、
0:59:46	それに限らず全体的に見直していただければと思います。
0:59:53	下司小梅です。はい。考え方、ちょっと私の方でちょっと認識がずれていたところございました。統一的にそろえる必要がございますので、改めて見直させていただきます。
1:00:07	資料を今回押し、
1:00:14	免震をですね、これら愛称を、になります。
1:00:24	すいません。規制庁中田です。今ちょっと音声途切れちゃう。
1:00:28	出まして、資料1から4まで。
1:00:31	すべて統一的に

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:35	規模のつけ方を見直していただけるというお話でよろしいでしょうか。
1:00:42	はい。原子力－失礼しました音声入ってますでしょうか。
1:00:46	資料1から4すべてというございます。その通りでございます。
1:00:51	はい、ありがとうございます。承知しました。
1:01:05	続いてですけれども、9ページ、第13条のところです。
1:01:13	これもちょっと希望のつけ方のお話にはなってしまうんですけれども、
1:01:18	前回もそのヒアリングの時にもちょっとお話をしたんですけれども、
1:01:24	今回の変更あってですね、液体廃棄物の、
1:01:29	処理量が、
1:01:32	化学処理装置乗せて新使用停止に伴って、処理量が元できる量が減少する。
1:01:40	そういう変更申請ですので、
1:01:42	その液体廃棄物の処理施設全体を見て、
1:01:48	その処理可能量等、発生が見込まれる量を照らし合わせて、
1:01:55	はい。必要必要な乗り物があるかというのを確認しなきゃいけないと思っております。
1:02:05	なので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:08	こちらとしては 13 条は、審査対象条文は、
1:02:14	では、希望としては 0 になると思っているんですが、
1:02:24	いかがでしょうか何か
1:02:30	何かご意見あればいただきたいと思います。
1:02:39	原子力をイマイです。
1:02:42	はい。かつ 13 条。
1:02:47	につきましては、
1:02:49	今お話、ご説明ありましたところは、つまり、
1:02:55	減る分についてちょっと今ご説明をしてるわけでございます。では発生 するものがなくなるので、外部処理装置もなくなるという、
1:03:06	この量は変わらないものなので単純に減りますというちょっとご説明な んですが、
1:03:13	その他の
1:03:17	液体廃棄物の通常処理する部分。
1:03:25	うん。
1:03:25	処理の妥当性のご説明が必要だという、そのような認識でよろしいでし ょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:34	すいません。ちょっと一部音声途切れてしましまして、もし、最後の方も一度、すいません。発言いただけますか。
1:03:47	はい。
1:03:49	はい。
1:03:51	今、失礼しました。
1:03:53	いわゆる今この処理設備の一部使用を停止したとしても、
1:04:01	処理施設としての処理量を2、
1:04:05	が、処理ができるというところの御説明が必要だということの認識でよろしいでしょうか。
1:04:15	はい。規制庁中沢です。はいその通りです。
1:04:20	あとは説明自体は審査会合用資料でいただいていると思いますので、
1:04:30	そうですね。
1:04:33	理由のところ、
1:04:35	同じようなことを追加していただければ十分かなと思っております。
1:04:43	はい。原子力イマイです。承知しました。
1:04:50	0になると考えるかどうか、ある場所。
1:05:03	います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:07	あ、規制庁中澤です。
1:05:09	増井大塚さんが映していただいているのは、のところで、
1:05:15	対象といただいてるんですが、
1:05:18	これは0にさせていただけるということで、
1:05:22	よろしいでしょうか。
1:05:27	原子力イマイです。ちょっと回答が十分ありました。はい。申請対象上 部の項のところ迫るといふうにさしていただきまして、
1:05:36	説明の方を追記させていただきます。
1:05:41	規制庁中澤です。ありがとうございますよろしくお願いします。
1:05:54	適合状況も増えるよねそうすると0になったら、
1:06:45	規制庁の赤沢です。続きまして、
1:06:49	12分の10ページ。
1:06:52	第十四条か2ステップの件。
1:06:58	ちょっとお願いがございます。
1:07:03	第十条第1項のところ、
1:07:08	15ですね、失礼しました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:11	放射性廃棄物を管理すると必要な容量を有する者の、そうすることという予定がありまして、
1:07:17	審査対象条文にパツとなっているのは、やっぱりいいと思うんですけども、
1:07:23	もうちょっと説明を加えていただきたいと思ってまして。
1:07:28	大分前のヒアリングでお聞きしたとは思うんですけども、
1:07:32	今回の変更では、1種廃棄物の処理量が減るので、
1:07:39	嫌がるセメント括弧型ドラム缶の発生本数が減少するから、
1:07:45	許可の通り必要な容量がある。
1:07:49	というような説明を追加していただくことってできますでしょうか。
1:07:57	はい。原子力マイです。はい。承知しました。
1:08:00	記載いたします。
1:08:03	はい。よろしくお願いします。
1:08:30	規制庁高久です。
1:08:32	前回、
1:08:33	県にかかる前回というのは、
1:08:37	9月8日ですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:39	のヒアリングでのコメントに対して、
1:08:43	の回答はすべて今この資料中に入っているという、
1:08:49	ことなんでしょうか。
1:09:01	原子力をイマイです。
1:09:04	はい 9月8日でいただきましたコメントを踏まえまして資料のほうを準備しておりますが、
1:09:16	規制庁タツモトです。9月8日のコメントをもう一度見直して欲しいんですけど、
1:09:24	例えば、①、資料1-1ですか使用停止の件とかは、本部、
1:09:31	今、底装置停止スルー装置がそのまま削除されて、
1:09:38	図面には使用停止とかが載っていて、そこの考え方整理してください。
1:09:44	説明資料として出してくださいというお願いを私はしてるんですけど。
1:09:49	それに対する会とかはどうなんですか。
1:10:00	原子力をイマイです。はい。す。備考欄の記載の見直し、拡充でそれら踏まえた回答したつもりでございましたが、
1:10:14	具体的にちょっとご説明いたします。
1:10:36	ただ、ですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:40	藤。
1:10:42	理由のところでしたっきりお書きするべきであった
1:10:49	うん。
1:10:51	とか、ちょっとその辺りは、申し訳ありません。
1:10:54	ちょっと改めて理由のところですね、記載の方、ご説明するようにいたします。
1:11:02	慶長タツモトです。すいません。江藤。
1:11:05	3回目ぐらいになりますけど、もう1回言いますね。この適合条文の整理は、その条文に対しての説明をしてくれればいいんですよ。
1:11:13	私が今聞いているその使用停止の、格納庫の記載を本文でどうするのか、添付でどうするのか、図面でどうするのかっていう質問は別にこのdの中に入れていただく必要はなくて、
1:11:28	それはそれ私がい、コメントしたのに対してはそれはそれで回答してもらえればいいんです。
1:11:33	なのですべてをこの理由とか備考に入れるってふう考えずに、コメントしたことに対しての回答をしてもらっていいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:43	レーシックイマイ称しました。前回、何回か前まで行っておりましたコメント回答表ですね、そのあたり、今、ちょっと節目してますコメント回答でご回答いたします。
1:11:58	同じような質問であ、すいません、同じような質問とかコメント今回資料の1の、
1:12:07	すいません、資料3-1とか4-1ですか、共用設備の話とか、通信連絡設備の明確化っていうような話があって、これについても前回その記載の適正化、明確化で収まる説明として、
1:12:21	既許可でどういう登録をされていて、それに対して記載の適正化なんですよっていう説明をしてくださいと、私の方からお願いをしています。
1:12:30	それについての回答も、ここの○×表とかに入れてもらう人はないので、それはそれで許可を示しながら説明してください。
1:12:43	はい継承イマイ図示をしました。
1:12:48	城タツモトです。今回のヒアリング資料では、前回のコメント一覧が載ってないので、何が反映できていて何が反映できてないのかっていうのは確認しきれてないですけど、前回のコメントを見直した上ですべて網羅的に反映をお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:04	原子力賠償しました。
1:13:11	規制庁金子です。
1:13:13	今のようなして聞いに対して回答してあるのか、回答されてないのかわかんないってことを続けていくと、延々にヒアリングが終わらないので、
1:13:25	基本的指摘 1 件に対して 1 件の回答を 1 件一葉で回答をしていただきました いんです。
1:13:32	それであるの、
1:13:34	資料に反映する。
1:13:36	という回答であればですね、1 件一葉の資料の一番の 1-1 の何ページの
1:13:44	2、
1:13:46	反映した通りみたいな感じでね。
1:13:50	1 県一行で書いてる状況がわかるような回答をしていただくことができますでしょうか。
1:13:57	はい原子力カマイです。はい。ちょっと 8 月まで準備しておりました質問回答票を改めて準備いたしましてその回答でどこに該当示すのか必要であればそこに回答をお示しする。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:12	などを明確化いたします。
1:14:16	はいお願いします。
1:16:51	規制庁中澤です。続きまして、大分前にいただいて、すいません。
1:16:59	続きまして、気象データの取り扱いについてお伺いしたいと思います。
1:17:05	えっとですね。
1:17:09	ちょっと
1:17:11	こちらとして懸念していることはですね。
1:17:14	まず、企画本部クレジットの方の資料を見ていただきたいんですけども、1ポツ緒元の2パラ目から始まる場所。
1:17:24	Dや評価或いは被ばく評価に係る変更がない場合は、
1:17:29	気象データは、講師将来Dた額評価用記者データを行使しません。
1:17:36	というふうに書いてあるんですが、
1:17:39	これは、例えばですけども、
1:17:43	期初ないDたで、これまでの過去、
1:17:48	最高値、風速なりの各最高値が更新された。
1:17:54	どうしても、
1:17:56	気象データを更新申請書上の気象データは更新しない。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:03	ということでしょうか。
1:18:06	ちょっと確認させていただきたいと思います。
1:18:12	はい。管理課の大塚です。
1:18:15	すみませんちょっと質問のポイントをちょっと確認させていただきたいのですが、
1:18:20	今は、
1:18:22	商材のデータについて、更新をするかどうかという観点のご質問で、よろしかったでしょうか。
1:18:31	そうですね。
1:18:34	あれ。
1:18:36	すみませんちょっと認識があまり、私の理解が追いついてないのかもしれないんですけど。
1:18:42	気象台データに限らず、
1:18:49	気象データ全般、
1:18:52	という意味でのちょっと確認でした。
1:18:58	はい。すみません、気象台のデータの方については

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:03	すいませんちょっと改めて、ちょっと所、回答させていただきたいなどは思っているのですが、
1:19:10	ただもう1個の被ばく評価の方に、
1:19:15	用いるDたについての更新に関しましては、
1:19:21	今回の資料の方にお示し、
1:19:25	記載させていただいている。
1:19:27	おりますが、
1:19:31	そうですね。本文中で言いますと、
1:19:49	事業者の方で集めてるデータの方に関しては被ばく評価をやる人、行う必要性があった場合において、
1:20:00	最新のDた。
1:20:03	と、現在使ってるデータの方を見比べまして、
1:20:10	最新のデータのIV方がより評価として安全側に、
1:20:15	なるってということが確認。
1:20:22	を行うという考え方にしております。
1:20:28	そちらの表に関しましては、
1:20:33	岡さん、すいません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:35	ちょっと前音声が入切れてしまっていて、ちょっと申し訳ないです
1:20:41	ちょっとさかのぼって説明していただけますか。
1:20:46	はい。
1:20:47	そうですね。
1:20:49	まず気象データのうち空きデータのうち気象台にかかるデータのところ に関しては、ちょっと改めてちょっとご回答させていただきたい。
1:21:01	のではあるのですが、
1:21:02	被ばく評価に用いる事業者の方で収集しているデータの方に関しまして は、
1:21:10	と。
1:21:11	この資料で言いますと、3ポツの確認プロセス及び許可書に反映するタ イミングっていうこと。
1:21:18	箇所に記載させていただいていますが、
1:21:22	変更許可申請等で被ばく評価に係る変更を行う場合に関しまして、その 時に許可のデータと、最近の気象データの方を比較しまして、
1:21:35	既許可の方のデータの方が安全側であれば
1:21:40	データの更新等を行い、行わないのですが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:44	ただ一方で、
1:21:47	最新の気象データの方が、
1:21:50	安全であれば、相対濃度を確認、
1:21:54	していきまして、
1:21:56	その中で、
1:22:01	企業可能結果に包括されてればデータの更新は来ないんです。なんかな いんですが、またその
1:22:09	最新のデータの方での
1:22:12	結果の方が
1:22:14	包括できないのであれば最新のDた。
1:22:17	の方に更新するという考え方をこの資料の3ポツ以降の方から示してお りまして、
1:22:27	等、
1:22:29	そのような段階的に確認して行って、最終的に許可のデータよりもやっ ぱ被ばく評価の最新の表、気象データの方が安全であれば更新を行うと いう考え方。
1:22:41	をこの資料でお示ししております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:01	規制庁中澤です。
1:23:03	ということだと、今申請いただいている 2013 年の気象データで、
1:23:16	包括されているといたしますか。
1:23:18	安全側に評価できているという理解でしょうか。
1:23:34	施設の方で今回評価の方をしておりますが、ただ一方で、それ以降のデータの方も見て、いまして、
1:23:42	それ、
1:23:43	まず、出てきた表、2010、13 年以降の、
1:23:49	下の方で、
1:23:53	規制庁中澤です。すいませんちょっと 2009 年、2013 年、
1:23:58	包括で、
1:24:00	規制庁中澤です。すいません私がちょっととぎれとぎれになっちゃって まして、
1:24:04	すみません、もう一度最初からお願いできませんか。
1:24:11	わかりました。
1:24:12	はい、えっと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:14	すいませんまず管理施設の方ですとか、あとは大洗の方では 2009 年から 2013 年のデータを、
1:24:22	統一しても、用いていますが
1:24:26	この中、これはデータを使っても被ばく評価をしております。
1:24:31	正しい
1:24:33	もう 2020 年でございますから、
1:24:36	2013 年以降のデータもすでに出てるわけでございますから、そういったデータに関しましても、全く評価してないというわけでございます。
1:24:45	してないわけ。
1:24:47	全く評価してないことはなくてですね。
1:24:50	そういった 2013 年このデータも用いて、
1:24:54	相対濃度ですとか被ばく評価に関する評価を行いまして、
1:24:59	その出てきた結果と、2009 年度 2013 万 2013 年までに、
1:25:05	そのデータを使って、
1:25:07	用いた結果、これらを比較しまして、
1:25:10	2009 年、
1:25:11	2009 年から 2013 年のデータの方が、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:14	安全である、
1:25:16	あとは
1:25:17	そういった評価がした上で、
1:25:22	2009年から2000、2013年のデータを用いることにしております。
1:25:32	規制庁の仲田です。比較して評価しているということでしたら、その後、
1:25:39	非架空の表の資料、比較の表なり資料なりを出していただくことって可能でしょうか。
1:25:53	そちらこれは管理施設、
1:25:58	見限っことでよろしいか、よろしかったでしょうか。そうですね今回の申請等で管理施設の部分をいただければと思います。
1:26:34	はい。
1:26:48	すいませんオオツカです。
1:26:50	それで管理施設、準備の方ですとか、データの
1:26:57	整備とかそういったもあるかなと思います。住民の方っていうのは可能でしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:06	原子力イマイです。ちょっと各本部とこの辺り確認してですね、対応させていただきますので、
1:27:15	対応、対応させていただきます。
1:27:23	あ、規制庁仲田です。
1:27:25	今ちょっと時間が経っても構わないのでちょっと調整していただけますか。
1:27:34	はい、わかりました。では管理施設等もちょっと少し調整しまして、また後程、ご連絡したいと思います。
1:27:42	すいません。比留間後程ではなくてこの場でちょっと相談していただいて、結果を教えてくださいたいです。
1:30:38	原子力委員会、すいませんお時間いただきました。
1:30:42	と、大原飯野を管理施設が今 2009 年 13 年というところのデータ紙とシヨウジしておりますこちらの方のちょっと妥当性の方を説明する資料をですねちょっと準備いたしまして回答いたします。
1:30:59	アイシングアップ。
1:31:01	規制庁中沢です。目のため確認ですけれども、それは耐震のデータ等、比較したものをいただけるという、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:09	ことで、
1:31:11	金、
1:31:14	はい。そのように、原子力イマイつはいそのように考えております。はい。
1:31:18	わかりました。それでは準備の方よろしく願いいたします。
1:31:23	はい。
1:31:26	工藤であればちょっと上から確認したいんですけど、一番から5番をしましょう。どうぞ。どうぞ。はい。大家。規制庁中澤です。すみません。
1:31:37	今映していただいているワード一番から順番に確認したいんですけども、よろしいですか。ありがとうございます。
1:31:47	良いんじゃないかな。
1:31:52	太田さんねこれ何をしようとしてるかっていうと、今回のヒアリングで指摘した内容について関係者間でどうがないかどうかっていう確認ですからねお手数ですけど。
1:32:04	一番から読み上げていただいて、
1:32:09	いろいろあればその段階で誰か言ってください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:11	でなければ、次っていうふうな感じで、全部確認したいと思います。そうすることで出戻りがなくなりますんで、
1:32:19	わかるようですけどこれは合理的なのでちょっとご協力ください。根本は一番話は、
1:32:25	はい、わかりました。ではちょっといささか全部拾い切れた。
1:32:34	ないところがあるんです。
1:32:39	これまず、まず資料2-1、4ページ目のところに関しまして許可基準規則と理由の回答が一致していない、記載を統一している理由は何かという事で、
1:32:51	こちらの方は管理施設の方から回答させていただきましたがただ、こちらに関しては再度記載の方は見直すということで回答をしたかなと思います。
1:33:04	その際に、あわせて回答のロジックも見直して回答するという事で、本庁からコメントをいただいてまして、それに関しましてへ、管理性癖の方の方で拝承という形でお答えさせていただいたかなと思います。
1:33:18	まず1点目についてお間違え。
1:33:22	ないでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:31	はい。問題ないと思います。
1:33:36	はい。ありがとうございます。そうしますと次 2 番目の
1:33:41	ところなのですが、
1:33:44	申し訳ありません。
1:33:45	と、
1:33:46	資料 1-1 について、
1:33:49	これはイノウエ様カラー
1:33:54	からのご指摘だったかなと思いますが五体廃棄物処理施設の処理設備に β γ 処理装置が出てくるがこれ、
1:34:04	A が受け入れ施設が出てこないということでここは出てくるべきではな いのかということで最初を、
1:34:14	規制庁ナカザワです。すいません、ご指摘いただいた大塚さん、すみま せん。
1:34:22	それに関しまして、
1:34:24	はい大北です。すいません。はい。藤オオツカですはい。布田です。上 から 3 行目なんですけれど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:32	経理設定に出てこないかっていうところなんですけど、これ自治体廃棄物の処理施設に出てこないが、
1:34:42	だと思っていますが、
1:34:46	認識合ってます。
1:34:58	はい。すみませんちょっと小チラー、ちょっと私もちょっとうまく拾いきれてなかったところはあるのですが
1:35:08	はい、江藤を介護しありがとうございますここは前北井は、
1:35:15	ところで、コメントいただいたということでございます。
1:35:30	どうした。
1:35:34	規制庁中澤です。
1:35:36	深田さん。
1:35:38	音声届いてますでしょうか。
1:35:41	入っといってください。
1:35:43	すみません。今、直していただいたところなんですけど、液体廃棄物リリースじゃなくて、処理ステップの方だと思ってます。
1:35:56	ではなくて、処理、
1:36:00	違う。これ、はい。すみません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:03	すいません。ありがとうございます。
1:36:05	はい。
1:36:08	ありがとうございますそれーに関しまして管理施設の方でまずは追加する という、
1:36:15	ことでお答え、お答えさせていただき、お答えしまして、
1:36:19	それに合わせてきた廃棄物と、固体廃棄物の
1:36:26	やっていただく物における
1:36:28	これまでの処理、
1:36:31	方法を答えと一緒に府、今後して処理をしてたということで回答させて いただいたかなと思います。
1:36:40	これにこれに回答させていただいて、そのもともとの規格としては温調 の方から
1:36:48	出てこない理由は何、なぜかということで、
1:36:53	ご質問を受けたためかなと思っております。
1:36:57	ただ、際、
1:37:00	ただ、こちらの質問の後に音調からは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:06	既許可の中で今後、エキセ液体の方を混合物とし、今後指定先に答えとして処理するというロジックで、
1:37:14	許可を載っっているのであればその
1:37:17	ロジックを示せば、
1:37:19	よろしいということで、ただしそのロジックを整理してさ、
1:37:24	説明資料を用意するというので、
1:37:28	ちょっとすいません。
1:37:30	用意するというので
1:37:33	コメントいただいたかなと思います。それに関しまして管理施設の方では
1:37:38	対象ということで資料の準備を
1:37:41	することになったかなと認識しております。
1:37:45	このようなことでよろしいでしょうか。
1:37:52	よろしいですか。
1:37:55	ただこれ指摘事項等やりとりがごっちゃになった書き方になっているので、最終的に指摘事項がどれかっていうのは今の段階でわかんないんですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:05	なので、例えば、指摘事項だけ色を変えるとか、四角で書こうとか、何かやりとりと指摘事項を区別してもらえませんか。
1:38:16	例えばねだったら指摘事項は、一番最後だけですよねその鉱物は云々かんぬんという、
1:38:29	はい。そうしますと、例えばですが、
1:38:34	このような形で、
1:38:38	指摘事項ですとそれに関して
1:38:41	機構からの方での回答をこのような形で開かない日区別するような書き方でお示しさせていただきたいと思いますんで、説明資料を用意することで、対象で、
1:38:53	その上で追加する加藤川、検討するってそういう内容かと思って、追加するっていうロジックじゃなくて、まだなってないんですよ。
1:39:07	はい。
1:39:08	ていうことを書いといてください。
1:39:15	はい、ありがとうございます。
1:39:18	そうしますとあとは先ほどの一番のところも含めましてちょっと今後、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:24	このようにちょっとささせていきながら引き続き残りの方、コメントも確認させていただければなと思います。よろしくをお願いします。
1:39:35	と、
1:39:36	続きましてあと液体廃棄物深についてご質問いただいたかなと思います がこちらの方は
1:39:44	管理施設の方からお答えして、温度評価をいただいたということでこれは はちょっと米粉指摘と関係ないようなところ、そこは飛ばしていただい て構いませんので、
1:39:59	わかりました。はい。それ、あくまでその御町からのコメントのみにち よっと絞らせて進めさせていただければと思います。はい。お願いしま す。
1:40:09	はい。続きまして
1:40:13	3番目の方で2-10、13分の2のところ、半れ区分反映がないんです がこれの区分は何かということでこれは、
1:40:23	三角であるということでご回答したかなと思います。括弧書きのところ はちょっとすいません、私が、
1:40:30	自分のを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:34	ちょっと変えてしまったところはちょっとここは削除させていただきま す。
1:40:46	はい。3番目のコメントに関してはこちらで間違いないでしょうか。
1:40:55	はい。次、よろしくお願いします。
1:41:00	はい。
1:41:02	はい。次に
1:41:04	4番目のところに関しましては資料2-1の12分の2のところに関しま して
1:41:14	理由のところの
1:41:17	中段目ぐらいでございますがね廃液処理棟のうちっていうか記載の ところに関して本庁からご質問を受けまして、
1:41:26	すいませんちょっとご発言の内容をちょっとすいません私も全部拾い 切れなかったところで、いささかちょっと尻切れトンボになってしまっ ているのですが、
1:41:35	最終的には小コメントセメント固化装置の巣立ち数について見直すとい うことで音調からコメントいただいたかなと思います。
1:41:46	それに関して管理施設の方で拝承ということで

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:50	回答させていただいたかなと思います。
1:41:53	どうぞ、大上です。4番目なんですけども、1個の評価条件、これが説明資料上名、網羅的に書かれていないですよという、
1:42:07	そういった趣旨のコメントでして、
1:42:12	影響は、
1:42:14	底面とか装置の閲覧アーティスト、
1:42:17	ここの記載が抜けているんじゃないでしょうかという、
1:42:23	ところでございます。それに対して大洗の方からは
1:42:28	ちゃんと追記しますよという
1:42:30	そういった回答をいただいたというふうに考えておるところです。
1:42:36	4、悪い。
1:42:41	はそれであるが、
1:42:51	はい、ありがとうございます。そうしますとちょっと伊佐課長、それで ちょっとその場で抵抗
1:43:01	いたします。恐縮なんですけど
1:43:02	抜け落ちていることでこれに関して追記するということで、お答えさせていただいたということで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:09	よろしいでしょうか。評価条件の記載として、
1:43:18	評価条件の、
1:43:20	色の評価条件。
1:43:22	ね。
1:43:28	はい。
1:43:30	その辺は、
1:43:43	これでいい。
1:43:44	いいか。はい。うん。矢作。はい。
1:43:47	じゃ次行きましょう。
1:43:49	はい。すみません。
1:43:50	そうし、次行きまして5番目のコメントなんですが、
1:43:58	これは
1:44:00	今、用意してる資料全般にかかることかなと思い、とらえておりまして ×に相当する箇所の理由分のところについて記載が少ないこれに記載っ てのは特に
1:44:14	バツにしてる理由でございますかね。
1:44:16	その理由についても、目必要だということでこれを

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:21	追記するという事でコメントいただいたかなと思います。
1:44:25	こちら、
1:44:26	に関しても対象ということで理由を明確に書くようなことを、
1:44:31	書くということで管理室の方から答えさせていただいたかなと思いますが、いかがでしょうか。
1:44:41	軽重、はい。そのような形でお願いいたします。
1:44:46	はい、ありがとうございます。
1:44:53	はい。続きましてでは6番目なのですが、
1:44:59	12分の1、1のところの、
1:45:04	1項と2項のところの遮へいの設計に、
1:45:08	つい、
1:45:09	タツモト様からご質問いただいたかなと思います。1項のところでは三角ですが2行バツとしていますが設計が同じなのは、
1:45:18	何これなぜかということでご質問いただいたかなと思います。
1:45:21	こちらに関しましては管理施設の方から記載箇所、
1:45:31	絡めてちょっと伊勢。
1:45:33	回答するつもりでございましたがまたちょっとここは中途半端に議論、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:38	が止まってしまってるかなと思っております。
1:45:44	規制庁タツモト d す。
1:45:47	適合条文、03 月分、×表は全体見直していただけるっていうところなのでそこに反映してもらえればいいです。
1:45:57	ということで改めての見直しのところで、踏まえてもらえればいい。
1:46:02	かしこまりました。そうしますと
1:46:06	何でしょう。
1:46:08	区分のところについては、確かこの後段のコメントでいただいたかなと思いますそことあわせてのコメントということでよろしかったでしょうか。
1:46:18	はい。ナンバー7 幾つと同じところでもいいですけど、その表の全体見直しの中に入れ込んでおいてください。
1:46:27	はい、かしこまりました。ではちょっとここは、一旦黒文字のまま、次のコメントの方にさ、進めさせていただきたいなと思います。
1:46:37	続きまして3 ページ目第3 条のところに関しまして、
1:46:45	結局所牧許可の中略変更するものだ。
1:46:54	開いております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:00	はい。
1:47:01	理由で、どうかということで温調からご質問いただいたかなと思 います。です。すいませんちょっと私がちょっと記載がうまくできなかつた のですが、
1:47:13	解説の方で理由をお答えしまして、
1:47:15	その理由について新たな
1:47:19	しっかり整理しなさいということで本庁からコメントいただいたかなと 思っております。はい。お願いしました。相談は大丈夫です。次に、
1:47:28	進んでください。
1:47:31	はい。
1:47:31	わかりました。では次に進めさせていただきたいと思います。
1:47:39	8番も大丈夫です。5-12号上についてません。仲田です。8番は大丈 夫ですので、次に進んでください。
1:47:48	これ以降はちょっと見ながら、大丈夫です。これ以降は、私、10番以降 は見ながら、やらさせていただいたので、丹。
1:47:58	大丈夫だと思います。気象データは、若干ちょっとお待ちください。
1:48:21	すいませんオオツカ3ナカザワです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:24	気象データのところですけれど、簡単にちょっと、
1:48:28	追加しますか、そういうふうに書いてみていただけますか。
1:48:35	こういう対応以降の対応。
1:48:39	はい。
1:48:42	ITでどうも
1:48:47	許可の、
1:48:49	内容を、
1:48:54	ちょっといささかこのような回答でよろしいでしょうか。
1:48:59	はい。すみませんですねちょっと追加してください。許可の、
1:49:05	評価内容と、最初のデータを使った評価内容をし、大場関係。
1:49:12	終わってよろしい。
1:49:17	出席であるなど、
1:49:21	許可内容と最新のデータを比較し、うん。
1:49:26	言わないこととか、見直しの必要がないことを説明する。
1:49:34	他にいかがですか。
1:49:50	それでちょっといささか表現がちょっと変なところがあります。このよ うな趣旨の回答でよろしかったでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:58	はい、ありがとうございます。
1:50:02	あの人たちがいないかって、
1:50:07	大洗廃棄物管理施設さんと大口さんにお伺いしたいんですが、この表の内容で何か違和感があるところとかございますか。
1:50:17	特に問題ないでしょうか。ちょっと確認だけさせてください。
1:50:27	はい管理施設ですこちら問題ありません。
1:50:32	はい。東京オオウチですけれどもオンライありません。はい。ありがとうございます。
1:50:38	それでは本日のヒアリングはこれにて終了したいと思いますが、何か確認したい点等ございますでしょうか。
1:50:47	あとは管理するところにございません。はい。ありがとうございます。大井さんいかがでしょうか。
1:50:53	はい、大口もございません。いえ、小高さんいかがでしょうか。
1:50:59	はい。私の方からも特にはございません。はい、ではこれにて終了させていただきます。ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。